

議案第15号

## 東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例(平成17年東近江市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「又は抄本」を「若しくは抄本」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「全部事項証明又は個人事項証明」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

1 の 2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法に限る。以下この項及び2の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき	400円
-------------	---	-----------------------------	------

別表第1の2の項中「又は抄本」を「若しくは抄本」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「全部事項証明又は個人事項証明」を「除籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

2 の 2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項	除籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき	700円
-------------	---	-----------------------------	------

<p>に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
---	--	--

別表第1の5の項中「又は同法」を「、同法」に、「事項に関する」を「事項の」に、「（次号に掲げるものを除く。）」を「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、同表7の項中「書類の閲覧」を「書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

#### 提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。